

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年11月22日(2018.11.22)

【公開番号】特開2018-140211(P2018-140211A)

【公開日】平成30年9月13日(2018.9.13)

【年通号数】公開・登録公報2018-035

【出願番号】特願2018-89008(P2018-89008)

【国際特許分類】

A 47 C 7/74 (2006.01)

B 60 N 2/56 (2006.01)

B 60 H 1/00 (2006.01)

【F I】

A 47 C 7/74 Z

B 60 N 2/56

B 60 H 1/00 102V

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月12日(2018.10.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

内部に形成された通気路と着座者側の面に形成された送風口を有するパッドであり、パッド本体と、前記送風口が形成されたカバー部材とを有し、前記パッド本体を覆うように前記カバー部材が配置されていることで前記パッド本体と前記カバー部材との間に前記通気路が形成されたパッドと、

前記パッドに被せられ、前記パッドに吊り込まれる部分を有する表皮材と、

前記パッドに設けられ、前記表皮材の前記パッドに吊り込まれる部分が係合可能な表皮取付ワイヤと、を備え、

前記通気路および前記送風口を通って空気が流れるよう構成されたシートであって、

前記通気路は、前記表皮取付ワイヤを通る水平面と交差する位置に位置することを特徴とするシート。

【請求項2】

前記パッドは、前記表皮取付ワイヤに沿って設けられた吊り込み溝を有し、

前記通気路は、前記吊り込み溝の底面を通る水平面と交差する位置に位置することを特徴とする請求項1に記載のシート。

【請求項3】

前記表皮材の前記パッドに係合する部分に設けられ、前記表皮取付ワイヤと係合可能な係合部を備え、

前記通気路は、前記係合部を通る水平面と交差する位置に位置することを特徴とする請求項1または請求項2に記載のシート。

【請求項4】

前記カバー部材は、前記表皮取付ワイヤを通る水平面と交差する位置に位置することを特徴とする請求項1から請求項3のいずれか1項に記載のシート。

【請求項5】

内部に形成された通気路と着座者側の面に形成された送風口を有するパッドであり、パ

ッド本体と、前記送風口が形成されたカバー部材とを有し、前記パッド本体を覆うように前記カバー部材が配置されていることで前記パッド本体と前記カバー部材との間に前記通気路が形成されたパッドと、

前記パッドに被せられ、前記パッドに吊り込まれる部分を有する表皮材と、

前記パッドに設けられ、前記表皮材の前記パッドに吊り込まれる部分が係合可能な表皮取付ワイヤと、を備え、

前記通気路および前記送風口を通って空気が流れるように構成されたシートであって、前記表皮取付ワイヤは、前記パッドの着座者側の面から着座者側とは反対側に向かう第1の方向において、前記通気路の内面の着座者側に近い部分と着座者側から遠い部分との間に位置することを特徴とするシート。

#### 【請求項6】

前記パッドは、前記表皮取付ワイヤに沿って設けられた吊り込み溝を有し、前記吊り込み溝の底面は、前記第1の方向において、前記通気路の内面の着座者側に近い部分と着座者側から遠い部分との間に位置することを特徴とする請求項5に記載のシート。

#### 【請求項7】

前記表皮材の前記パッドに係合する部分に設けられ、前記表皮取付ワイヤと係合可能な係合部を備え、

前記係合部は、前記第1の方向において、前記通気路の内面の着座者側に近い部分と着座者側から遠い部分との間に位置することを特徴とする請求項5または請求項6に記載のシート。

#### 【請求項8】

前記表皮取付ワイヤと前記カバー部材は、前記第1の方向において、同じ位置に位置することを特徴とする請求項5から請求項7のいずれか1項に記載のシート。

#### 【請求項9】

前記パッド本体は、本体側通気凹部を有し、前記カバー部材は、前記本体側通気凹部と前記通気路を形成するカバー側通気凹部を有し、

前記表皮取付ワイヤは、前記カバー側通気凹部の上面より下であって、前記本体側通気凹部の底面より上に位置することを特徴とする請求項1から請求項8のいずれか1項に記載のシート。

#### 【請求項10】

前記パッド本体は、本体側通気凹部を有し、前記カバー部材は、前記本体側通気凹部と前記通気路を形成するカバー側通気凹部を有し、

前記吊り込み溝の底面は、前記カバー側通気凹部の上面より下であって、前記本体側通気凹部の底面より上に位置することを特徴とする請求項2または請求項6に記載のシート。

#### 【請求項11】

前記パッドは、前記表皮取付ワイヤに沿って設けられた吊り込み溝を有し、前記吊り込み溝の左右の幅は、前記送風口の左右の幅よりも小さいことを特徴とする請求項1から請求項10のいずれか1項に記載のシート。

#### 【請求項12】

前記パッドは、前記表皮取付ワイヤに沿って設けられた吊り込み溝を有し、前記パッド本体は、前記通気路を形成する本体側通気凹部を有し、前記吊り込み溝の底面と前記パッドの下面との間の鉛直距離は、前記本体側通気凹部の底面と前記パッドの下面との間の鉛直距離よりも短いことを特徴とする請求項1から請求項11のいずれか1項に記載のシート。

#### 【請求項13】

前記パッド本体は、前記カバー部材の左右に設けられ、前記カバー部材の上面よりも上

に張り出した左右の張出部を有し、

前記表皮取付ワイヤと前記表皮取付ワイヤに隣接する張出部の左右外側の面との間の左右の距離は、前記表皮取付ワイヤと前記通気路の内面の前記表皮取付ワイヤに近い側面との間の左右の距離よりも長いことを特徴とする請求項 1 から請求項 1 2 のいずれか 1 項に記載のシート。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

ところで、従来の構成では、人がシートクッションに座った際にパッドが変形することで、上側のパッドの前端部が浮き上がり、パッド前端部の上下のパッドの境目付近に段差ができる可能性があった。この段差が脚などに当たると着座フィーリングが低下する。そして、このような場合に限らず、シートにおいては、着座フィーリングが低下しないことが望ましい。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

本発明は、以上の背景に鑑みてなされたものであり、着座フィーリングを向上させることができるシートを提供することを目的とする。

また、パッド本体に対するカバー部材のずれを抑制することを目的とする。

また、通気路の断面積を確保することを目的とする。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

前記した目的を達成するためのシートは、内部に形成された通気路と上面に形成された送風口を有するシートクッションパッドを備え、前記通気路内の空気を前記送風口から送風可能に構成されたシートであって、前記シートクッションパッドは、パッド本体と、前記パッド本体の上に配置されて前記パッド本体との間に前記通気路を形成するとともに前記送風口が形成されたカバー部材と、を有し、前記カバー部材の前端部は、前記パッド本体の前端部を覆うように下方に延びていることを特徴とする。